

○海技技能(運航)の練度評定実施要領について(通達)

〔平成元年1月9日〕
〔海幕人第19号〕

改正 平成 7年 1月26日 海幕人第296号〔第1次改正〕
平成10年12月 8日 海幕補第5724号〔第2次改正〕
平成12年 3月 3日 海幕補第1076号〔第3次改正〕
令和 2年 6月29日 海幕補第1179号〔第4次改正〕

海上幕僚長	か	ら	自衛艦隊司令官	}	あて
			各地方総監		
			練習艦隊司令官		
			海洋業務群司令		

海技技能(運航)の練度評定実施要領について(通達)

標記について、別紙のとおり定め、平成元年3月1日から実施する。

添付書類:別 紙
写送付先:部内全般

別紙

海 技 技 能(運 航)の 練 度 評 定 実 施 要 領

1 目 的

艦艇長及び艦艇の運航に従事する幹部(以下「当直士官等」という。)並びに艦艇の運航に従事する幹部の補助者(以下「副直士官等」という。)の海技技能の練度を的確に把握し、適正な教育訓練及び人事管理に資する。

2 被評価者及び評定官

被評価者及び評定官は下表のとおりとする。

被評価者			評定官
艦 艇 長	自 艦 隊	被評価者が所属する部隊	隊司令
		各護衛隊 1海補隊	
		1海支隊 各潜水隊	
		1練潜隊 掃海隊	
		1輪隊 1観測隊	
		1音隊 あすか	
		ちはや ちよだ むろと	群司令
地 方 隊	練 艦 隊	掃海隊 ミサイル艇隊	隊司令
		しらせ	横総監の指定する者
		その他の艦艇	当該艦艇の直近の所属長
		かしま	練習艦隊司令官
		1練隊	隊司令
当直士官等	副直士官等	海洋群	群司令
		副長、航海中の艦橋当直士官、哨戒長及び航海指揮官	艦 艇 長
		航海中の艦橋副直士官及び哨戒長付	

3 実 施 要 領

(1) 評定書作成日

ア 評定基準日を毎年3月1日、7月1日及び11月1日とし着任後及び前回評定から6か月経過後の最も早い評定基準日現在で評定書を作成する。ただし、評定基準日において、当該艦の可動期間における評定官の指導期間が3か月未満の者については、当該指導期間が3か月以上経過した基準日とする。

イ アにかかわらず、退艦時及び評定官が必要と認めた時期に、アに準じ評定書を作成する。ただし、退艦時の評定は前回の評定から3か月を経過していない場合は省略することができる。

(2) 評 定 書

付紙様式第1(海技技能練度評定書(艦艇長用))、付紙様式第2(海技技能練度評定書(当直士官等用))及び付紙様式第3(海技技能練度評定書(副直士官等用))の評定書による。

(3) 評 定 要 領

ア 評定は、主として平素の勤務を通じて行い、被評定者個人について絶対評価とする。ただし、評価の機会を得難い場合は、機会を作為する等により公正な評定に努める。

イ 評定書の所見の欄は、将来の教育訓練及び人事管理に的確に資することができるよう具体的に記述する。

4 評 定 書 の 送 付

(1) 評定官は、評定書を正本及び副本の計2部を作成し、正本を評定書作成日から30日以内に海幕人事教育部長に電子データにて送付するとともに、副本を付紙様式第4の「海技技能(運航)練度評定書綴」につづり、保管する。

(2) 被評価者が補職登えとなった場合には、旧評定官(又は所属長)は、本評定書綴を新評定官に送付する。

(3) 被評定者が1等海佐に昇任した場合及び離職又は死亡した場合には、評定官(又は所属長)は、本評定書綴を海幕人事教育部補任課長に送付する。

認識番号下6桁 (半角数字)		期別		頭文字	
海技技能練度評定書					
(艦艇長用)					
本人記入欄	現所属配置 (年月日)	階級 (年月日)	氏名 (年月日)		
本人記入欄	海上勤務年数	年	月	特	技
現所属配置		階級		氏名	
海上勤務年数		年	月	特	技
評定項目		評価		A	B
操艦の技能		判定		C	事
対勢の判断		判定		C	事
状況の変化に対する判断処置		判定		C	事
緊急時の判断処置		判定		C	事
外力に対する配慮		判定		C	事
当直士官等に対する指導・監督		判定		C	事
運用作業に対する指導・監督		判定		C	事
指導力 (ハラスメントの傾向)		判定		C	事
機関指揮		判定		C	事
安全に対する配慮		判定		C	事
迅速性に対する配慮		判定		C	事
計画性		判定		C	事
操艦の勘		判定		C	事
現艦艇長としての適格性		判定		C	事
更に大型艦の艦長としての適格性		判定		C	事

本人記入欄	現所属における航海時数	横付け出港： (うち母港以外：回)	横付け入港： (うち母港以外：回)	回
本人記入欄	現所属における航海時数	ブイ係留出港： 錨地出港：回	ブイ係留入港： 錨地入港：回	回
可動期間における指導月数		か月		
評定官記入欄				
(官職氏名)				
年 月 日 印				
記入要領				
1 評価記号 属表第 1 「海技技能練度評定評価尺度基準」を考慮して絶対評価とする。 2 記事の欄には、評価の根拠とした具体的事例及び事由を簡潔に記述する。 3 評定官の所見の欄には、総合評価の理由及び時期補職に対する意見を含め記述する。				

海技技能練度評定書

認識番号下6桁（半角数字）		期別		頭文字	
海技技能練度評定書					
現所属配置 (年月日) () (年月日) () (年月日) ()		氏名 (年月日) () (年月日) ()		()	
海上勤務年月数		年 月		特 技	
評定項目		評価		事 記	
海 事 法 規 の 知 識		A B C		事 記	
基 航 海 術 の 知 識		A B C		事 記	
礎 運 用 術 の 知 識		A B C		事 記	
素 操 艦 法 の 知 識		A B C		事 記	
養 機 関 に 対 す る 知 識		A B C		事 記	
編隊運動の知識(潜航術の知識)		A B C		事 記	
対 勢 の 判 断 及 び 避 行 処 置		A B C		事 記	
相 対 運 動		A B C		事 記	
外 力 に 対 す る 配 慮		A B C		事 記	
状況の変化に対する対応・注意力		A B C		事 記	
運用作業に対する指揮・監督		A B C		事 記	
当直員に対する指揮・監督		A B C		事 記	
指導力（ハラスメントの傾向）		A B C		事 記	
緊 急 時 の 処 置		A B C		事 記	
（ 潜 航 指 揮 ）		A B C		事 記	
出 入 港 ・ 洋 上 作 業		A B C		事 記	
行 船		A B C		事 記	
編 隊 運 動 （ 水 中 操 艦 ）		A B C		事 記	
操 艦 の 勘		A B C		事 記	
当直士官等としての適格性		A B C		事 記	
艦艇長としての潜在能力		A B C		事 記	

記入要領

- 1 評価記号
- 2 属表第2「海技技能度評定評価尺度基準」を考慮して絶対評価とする。
- 3 評定項目中、()内は、潜水艦に適用する。
- 4 評定項目中、艦艇の任務等により評定が不適当な項目については、現時点での評価を保留することができる。その場合は、「保」と記注する。
- 5 評定の欄には、評価の根拠とした具体的事例及び事由を簡潔に記述する。
- 6 評定官の所見の欄には、総合評価の理由及び次期補職に対する意見を含め記述する。
- 6 立直回数は、おおむね2時間を1回として概算する。

認識番号下 6 桁 (半角数字)		期別		頭文字		
海技技能練度評定書						
(副直士官等用)						
本人記入欄	現所属配置 (年月日)	階級 (年月日)	氏名 (年月日)	()		
本人記入欄	海上勤務年月数	年 月 特 技	海技資格			
評 定 官 記 入 欄	評 価		A	B	C	事 記
	評定項目					
	海 事 法 規 の 知 識					
	基 見 張 員 の 指 導 ・ 監 督					
	基礎航海術の知識					
	素運用術の知識					
	運 動 盤 解 法					
	(潜 航 術 の 知 識)					
	機 械 ・ 舵 の 使 用					
	惰 力 の 判 断					
	対 勢 の 判 断 及 び 避 航 処 置					
	艦 位 測 定 及 び 航 法					
	(潜 航 指 揮)					
	相 対 運 動					
	力 運 用 作 業					
注 意 力						
総 合 評 価	艦艇運航幹部としての適格性					
	当直士官等としての潜在能力					

本人記入欄	艦 立 橋 副 直 士 官 等	艦橋当直士官立直 狭水道通航時立直 (航海保安部署)	:	回
本人記入欄	現所属における航海時数	時間	可動期間における指導月数	か月
評 定 官 記 入 欄				
所 見				
(官職氏名)				
年 月 日 印				
記入要領				
1 評価記号				
属表第 3 「海技技能練度評定評価尺度基準」を考慮して絶対評価とする。				
2 評定項目中、() 内は、潜水艦に適用する。				
3 評定項目中、艦艇の任務等により評定が不適当な項目については、現時点での評価を保留することができる。その場合は、「保」と記注する。				
4 記事の欄には、評価の根拠とした具体的事例及び事由を簡潔に記述する。				
5 評定官の所見の欄には、総合評価の理由及び次期補職に対する意見を含め記述する。				
6 立直回数、おおむね 2 時間を 1 回として概算する。				

属表第1

海技技能練度評定評価尺度基準

(艦艇長用)

評価項目	評価	A	B	C
操 艦 の 技 能		数理的計算に基づき操艦しており、状況の変化への対応も的確であり、十分信頼できる。	数理的計算に基づき操艦しており、状況の変化への対応はおおむね的確であるが、時に若干の指導を要する。	数理的計算に基づき操艦しているが、状況の変化への対応には更に指導を要する。(山勘で操艦するところが見られる。)
対 勢 の 判 断		目標の同姓の把握及び目標に対する避航等の判断処置は的確である。	目標の動静の把握及び目標に対する避航等の判断処置には若干の指導を要する。	目標の動静の把握及び目標に対する避航等の判断処置には指導を要する。
状況の変化に対する判断処置		気象海象・行き合い船・外力等の状況の変化に対し、小事にとらわれずかつ機を失せず的確な判断処置ができる。	気象海象・行き合い船・外力等の状況の変化に対し、若干の指導により、妥当な判断処置ができる。	気象海象・行き合い船・外力等の状況の変化に対し、認識の甘さがある。小事にこだわり判断に時期を失することがあり、指導・監督を要する。
緊急時の判断処置		船舶を問わず各種突発的事故に対する腹案を持ち、事に臨んで沈着冷静に定められた処置の指揮・監督ができる。	船舶を問わず各種突発的事故に対する腹案を持ち、事に臨んで若干の指導により定められた処置の指揮・監督ができる。	各種突発的事故に対する常日頃の研究及び判断処置に甘さがあり、指導を要する。
外力に対する配慮		出入港作業・狭水道航行・各種運用作業において、外力の事前研究も十分であり、実施に当たつての外力の看破・活用も的確である。	出入港作業・狭水道航行・各種運用作業において、外力の事前研究及び実施に当たつての外力の看破・活用には若干の指導を要する。	外力に対する関心が薄い。又は、外力に対する配慮はなされているが、実施に当たつての外力の看破・活用が未熟である。
当直士官等に対する指導・監督		当直士官等に対し、状況に応じ先見性のある指示を行うとともに立直状況の監督及び当直員に対する教育も熱心であり、かつ、的確である。	当直士官等に対する指導意欲は十分であり、立直状況等の監督及び当直員に対する教育もおおむね妥当である。	当直士官等に対する指導意欲は不十分であり、立直状況等の監督も全般に甘い。

運用作業に対する指導・監督	運用作業教範に示される「揚錨及び解らん」 停泊及び係留」 洋上諸作業」における運用作業の指導・監督は、要点をよく理解し、時期を失せず的確である。	運用作業教範に示される「揚錨及び解らん」 停泊及び係留」 洋上諸作業」における運用作業の指導・監督は、若干の指導を要するが、おおむね妥当である。	運用作業教範に示される「揚錨及び解らん」 停泊及び係留」 洋上諸作業」における運用作業の指導・監督は、要点をよく理解していない。更に指導・研究の余地がある。
指導法 (ハラスメントの傾向)	被指導者の能力に応じて理性的に指導を実施しており、ハラスメントの兆候は見られない。	被指導者の能力に応じた指導に努めているが、判断に余裕がなくなった場合や意に介さない場合に、感情が高まり、強い口調で指導することがある。(ハラスメント事案を生起させる可能性が否めない。)	時折、被指導者に対し、精神的・身体的苦痛を与えたり、周囲を委縮させるような指導が見られ、ハラスメントの傾向がある。
機 関 指 揮	自艦の機関の特徴及び機関の現状をよく把握しており、機関指揮は的確である。	自艦の機関の特徴及び機関の現状を概ね把握しており、機関指揮は、若干の指導を要するが、おおむね妥当である。	自艦の機関の特徴及び機関の現状の把握についての着意が不十分であり、機関指揮については研究の要がある。
安全に対する配慮	平素から安全教育を徹底し、訓練作業に当たっては、常に操法・部署・安全守則等を忠実に守らせ、厳正な規律の下に的確に実施させている。	平素から安全教育を徹底し、訓練作業に当たっては、常に操法・部署・安全守則等を忠実に守らせ、厳正な規律の下におおむね的確に実施させているが、時に若干の指導を要する。	平素から安全教育を徹底し、訓練作業に当たっては、常に操法・部署・安全守則等を忠実に守らせ、厳正な規律の下に的確に実施させる着意及び指導・監督が不十分であり、指導を要する。
迅速性に対する配慮	操艦・各種運用作業において、安全、確実かつ迅速な実施に心掛けており、常にスマートである。	操艦・各種運用作業において、安全、確実には若干の指導を要する。	操艦・各種運用作業において、安全、確実に実施しているが、迅速性に欠ける。
計 画 性	出入港作業・狭水道航行・船舶のふくそうする海域の航行・各種運用作業に対する事前の研究・準備に関する指導・監督は、的確である。	出入港作業・狭水道航行・船舶のふくそうする海域の航行・各種運用作業に対する事前の研究・準備に関する指導・監督については、若干の指導を要する。	出入港作業・狭水道航行・船舶のふくそうする海域の航行・各種運用作業に対する事前の研究・準備に関する指導・監督については、着意不十分または詰め甘さがあり、指導を要する。

操 艦 の 勘		良 い	普 通	悪 い
総 合 評 価	現艦艇長としての の適格性	統率・指導力・運航に関する知識技 能・状況に応じた判断処置・操艦技量 等は、所望のレベルにあり、艦艇長と しての資質・能力は十分である。	現艦艇長としての資質・能力はやや不 十分であり、所望のレベルに達するに は若干の指導と経験の積み重ねを要 する。(現職務遂行には支障はない。)	現艦艇長としての資質・能力は不十分 であり、所望のレベルに達するには、 更に指導と演練を要する。(艦長の交 代を要す。)
	更に大型艦の艦長としての 適格性	人物・識見・統率指導力・戦術眼・操 艦技量ともに優れ、大型艦艦長として の資質・能力を十分有する。	大型艦艦長としての資質・能力は認め られるが、所望のレベルに達するに は、若干の指導と経験の積み重ねを 要する。	資質・能力とも不十分であり、大型艦 艦長としての適格性はない。

属表第2

海技技能練度評定評価尺度基準

(当直土官用)

評価		A	B	C
評定項目				
基礎要素養	海事法規の知識	海上衝突予防法・海上交通安全法・港則法についての理解は、十分である。	海上衝突予防法・海上交通安全法・港則法について一応の理解はあるが、知識の定着には、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	海上衝突予防法・海上交通安全法・港則法についての理解は不十分であり、指導を要する。
	航海術の知識	艦位測定・航路標識・水路図誌・各種航法についての理解は十分である。	艦位測定・航路標識・水路図誌・各種航法についての一応の理解はあるが、知識の定着には若干の指導と経験の積み重ねを要する。	艦位測定・航路標識・水路図誌・各種航法についての理解は不十分であり、指導を要する。
	運用術の知識	運用作業教範に示される「揚錨及び解らん」「停泊及び係留」「えい船使用法」「洋上諸作業」に関する事項及び気象海洋の基礎的事項についての理解は十分である。	運用作業教範に示される「揚錨及び解らん」「停泊及び係留」「えい船使用法」「洋上諸作業」に関する事項及び気象海洋の基礎的事項についての理解は若干の指導と経験の積み重ねを要する。	運用作業教範に示される「揚錨及び解らん」「停泊及び係留」「えい船使用法」「洋上諸作業」に関する事項及び気象海洋の基礎的事項についての理解は不十分であり、指導を要する。
	操艦法の知識	操艦号令・自艦の運動性能及び操艦教範に示される事項についての理解は十分である。	操艦号令・自艦の運動性能及び操艦教範に示される事項についての一応の理解はあるが、知識の定着には若干の指導と経験の積み重ねを要する。	操艦号令・自艦の運動性能及び操艦教範に示される事項についての理解は不十分であり、指導を要する。
	機関に関する知識	自艦の機関の特徴及び機関の指揮についての理解は十分である。	自艦の機関の特徴及び機関の指揮についての一応の理解はあるが、知識の定着には若干の指導と経験の積み重ねを要する。	自艦の機関の特徴及び機関の指揮についての理解は不十分であり、指導を要する。
	編隊運動の知識	占位運動・占位保持等の編隊運動に関する諸規則・操艦要領についての理解は十分である。	占位運動・占位保持等の編隊運動に関する諸規則・操艦要領についての一応の理解はあるが、知識の定着には若干の指導と経験の積み重ねを要する。	占位運動・占位保持等の編隊運動に関する諸規則・操艦要領についての理解は不十分であり、指導を要する。

	潜航術の知識	潜航に関する号令及び自艦性能並びに潜航教範に示された事項についての理解は充分である。	潜航に関する号令及び自艦性能並びに潜航教範に示された事項については一応の理解はあるが、知識の定着には若干の指導と経験の積み重ねを要する。	潜航に関する号令及び自艦性能並びに潜航教範に示された事項については、目標の動静の把握及び目標に対する避航等の判断処置・報告については、不安があり指導と演練を要する。
	対勢の判断及び避航処置	目標の動静の把握及び目標に対する避航等の判断処置・報告は、時機を失せず的確に実施できる。	目標の動静の把握及び目標に対する避航等の判断処置・報告については、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	目標の動静の把握及び目標に対する避航等の判断処置・報告については、不安があり指導と演練を要する。
	相 対 運 動	占位保持・占位運動等の相対運動に関する技能は十分である。	占位保持・平易な占位運動等の相対運動に関する技能については、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	占位運動・占位保持等の編隊運動についての技能は不十分であり、指導と演練を要する。
	外力に対する配慮	出入港作業・狭水道航行・各種運用作業における外力の影響に対する着意及び外力の看破・活用は的確である。	出入港作業・狭水道航行・各種運用作業における外力の影響に対する着意及び外力の看破・活用については、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	出入港作業・狭水道航行・各種運用作業における外力の影響に対する着意及び外力の看破・活用については、不十分であり、指導と演練を要する。
基	状況の変化に対する対応及び注意力	行き合い船、外力等の状況の変化に対し、注意力の集中と分散が適切になされている。	行き合い船、外力等の状況の変化に対する注意力の集中と分散については、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	行き合い船、外力等の状況の変化に対する注意力の一点集中又は注意力の散漫が見られ、指導と演練を要する。
礎	運用作業に対する指揮・監督	出入港時の運用作業指揮及び曳船の指揮について、適切な指揮がとれる。	出入港時の運用作業指揮及び曳船の指揮については、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	出入港時の運用作業指揮及び曳船の指揮については、指導と演練を要する。
能				
力	当直員に対する指揮・監督	当直員の勤務要領・報告要領等に対する教育及び指揮・監督は的確である。	当直員の勤務要領・報告要領等に対する教育及び指揮・監督については、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	当直員の勤務要領・報告要領等に対する教育及び指揮・監督については、指導と演練を要する。

指導法 (ハラスメントの傾向) 緊急時の措置 潜航指揮 出入港・洋上作業 船舶 編隊運動 水中操艦	被指導者の能力に応じて指導に努めているが、判断に余裕がなくなった場合や意に介さない場合に、感情が高まり、強い口調で指導することがある。(ハラスメント事案を生起させる可能性が否めない。)	被指導者の能力に応じた指導に努めているが、判断に余裕がなくなった場合や意に介さない場合に、感情が高まり、強い口調で指導することがある。(ハラスメント事案を生起させる可能性が否めない。)	時折、被指導者に対し、精神的・身体的苦痛を与えたり、周囲を萎縮させるような指導が見られ、ハラスメントの傾向がある。
	各種突発的事故に対する腹案を持ち、事に臨んで沈着冷静に定められた初動の措置が実施できる。	各種突発的事故に対する腹案を持ち、事に臨んで若干の指導により定められた初動の措置が実施できる。	各種突発的事故に対する初動の措置について理解不十分であり、指導と演練を要する。
	潜航に関する諸作業を適切に指揮できる。	潜航に関する諸作業の指揮については若干の指導と経験の積み重ねを要する。	潜航に関する諸作業の指揮については指導と演練を要する。
	出入港時及び洋上作業時の平易な状況下における操艦は、若干の指導により、無難に実施できる。	出入港時及び洋上作業時の平易な状況下における操艦については、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	出入港時及び洋上作業時の平易な状況下における操艦については、更に指導と演練を要する。
	船舶のふくそうする海域における、行き合い船・外力等の状況の変化に応じた目標の動静の把握及び避航等は時機を失せず的確に実施できる。	船舶のふくそうする海域における、行き合い船・外力等の状況の変化に応じた目標の動静の把握及び避航等については、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	船舶のふくそうする海域における、行き合い船・外力等の状況の変化に応じた目標の動静の把握及び避航等については、更に指導と演練を要する。
	占位運動・占位保持等の編隊運動は、艦橋CIC立直員を十分に活用し、的確に実施できる。	占位運動・占位保持等の編隊運動については、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	占位運動・占位保持等の編隊運動については、更に指導と演練を要する。
	露頂及び全没中、状況の変化に応じた操艦が時機を失せず的確に実施できる。	露頂及び全没中、状況の変化に応じた的確な操艦については、若干の指導と経験の積み重ねを要する。	露頂及び全没中、状況の変化に応じた操艦については、更に指導と演練を要する。
操艦の勘	良	普通	悪い

総合評価	当直士官等としての適格性	基礎素養・基礎能力・操艦技量とも所望のレベルにあり、艦の運航に関しては安心して任せられる。	艦(艇)の運航に関して所望のレベルに達するには、若干の指導と経験の積み重ねを要する。(現職務遂行には支障はない。)	当直士官等としての資質能力は不十分であり、所望のレベルに達するには、更に指導と演練を要する。
	艦艇長としての潜在能力	人物・識見・統率・指導力・術科力及び操艦技量とも優れ、艦艇長としての資質・能力を十分に有する。	所望のレベルに達するには若干の指導と経験の積み重ねを要するが、艦艇長としての資質・能力は認められる。	艦艇長としての資質・能力は不十分である。

属表第3

海技技能練度評定評価尺度基準

(副直士官用)

評価		A	B	C
評定項目				
基礎素養	海事法規の知識	当直士官等と同じ。	当直士官等と同じ。	当直士官等と同じ。
	見張員の指導・監督	灯火・形象物・音響信号・航路標識等についての理解は十分であり、目標の指示、見張りの区分等の指導・監督が的確にできる。	灯火・形象物・音響信号・航路標識等について一応の理解があり、若干の指導により、目標の指示、見張りの区分等の指導・監督が的確にできる。	灯火・形象物・音響信号・航路標識等の理解が不十分であり、更に指導を要する。
	航海術の知識	当直士官等と同じ。	当直士官等と同じ。	当直士官等と同じ。
	運用術の知識	当直士官等と同じ。	当直士官等と同じ。	当直士官等と同じ。
	運動盤解法	測的・占位・外力の算定についての理解は十分かつ実用に足りる。	測的・占位・外力の算定について一応理解しているが、正確性・適時性等については若干の指導を要する。	測的・占位・外力の算定についての理解は不十分であり、更に指導を要する。
	潜航術の知識	当直士官等と同じ。	当直士官等と同じ。	当直士官等と同じ。
	機械・舵の使用	操舵号令・機械の使用・操艦に影響する要素についての理解は十分であり、操艦訓練等における機械・舵の使用は的確である。	操舵号令・機械の使用・操艦に影響する要素について一応の理解があり、若干の指導により、操艦訓練等における機械・舵の使用は適切にできる。	操舵号令・機械の使用・操艦に影響する要素についての理解は不十分であり、更に指導を要する。

基礎能力	惰力の判断	惰力に関する用語・惰力に影響する要素・惰力の測定法についての理解は十分であり、操艦訓練等における惰力の判定・見越しは的確である。	惰力に関する用語・惰力に影響する要素・惰力の測定法について一応の理解があり、若干の指導により、操艦訓練等における惰力の判定・見越しが適切にできる。	惰力に関する用語・惰力に影響する要素・惰力の測定法についての理解は不十分であり、更に指導を要する。
	対勢の判断及び避航処置	「衝突のおそれ」の判定ができ、目標の動静の把握、目標に対する避航等の判断が的確にできる。	「衝突のおそれ」の判定ができ、目標の動静の把握、目標に対する避航等の判断は、若干の指導により、適切にできる。	「衝突のおそれ」の判定法、目標の動静の把握・目標に対する避航等に関する理解は不十分であり、更に指導を要する。
	艦位測定及び航法	地文航法の理解は十分であり、陸測艦位の精測ができ、変針・避陰線等のリコメンドが的確にできる。	地文航法の理解は十分であり、陸測艦位の精測ができ、変針・避陰線等のリコメンドは、若干の指導により適切にできる。	地文航法の理解は不十分であり、陸測艦位の精測ができない。更に指導を要する。
	相 対 運 動	占位運動・占位保持・編隊出港等の編隊運動に関する知識・技能は十分であり、当直士官等の補佐は的確にできる。	占位運動・占位保持・編隊出港等の編隊運動に関する知識・技能を有し、若干の指導により、当直士官等の補佐は適切にできる。	占位運動・占位保持・編隊出港等の編隊運動に関する知識・技能は不十分であり、更に指導を要する。
	潜 航 指 揮	当直士官等と同じ。	当直士官等と同じ。	当直士官等と同じ。
	運 用 作 業	索具類・重量物の取扱いについての理解は十分であり、短艇の揚げ降ろし・短艇の指揮が的確にできる。	索具類・重量物の取扱いについて一応の理解があり、短艇の揚げ降ろし・短艇の指揮は、若干の指導により適切にできる。	索具類・重量物の取扱いの理解は不十分であり、短艇の揚げ降ろし・短艇の指揮は、更に指導を要する。
	注 意 力	各部にくまなく注意を傾注し、かつ要所を押さええており、注意力は信頼できる。	各部にくまなく注意を傾注し、注意力はおおむね信頼できるが、押さえるべき要所について若干の指導を要する。	注意力は散漫又は、一点集中に陥り易い。更に指導を要する。

総合評価	艦艇運航幹部としての適格性	当直士官等の補佐は適切であり、練度の向上は着実である。また、艦艇運航幹部としての素養・能力を十分有する。	当直士官等の補佐については若干の指導を要するが、経験を積み重ねることにより所望のレベルに達し得る素養・能力及び熱意が認められる。	素養・能力とも不十分であり、所望のレベルに達するには、更に指導と演練を要する。
	当直士官等としての潜在能力	艦艇運航幹部としての知識・技能は定着しており、当直士官等としての素養・能力を十分有する。	艦艇運航幹部としての知識・技能の定着には若干の指導と経験を積み重ねる必要があるが、当直士官等としての素養・能力は認められる。	当直士官等としての素養・能力は不十分である。

海技技能(運航)練度評價書綴(表)

(鉛筆記入)

(鉛筆記入)

[illegible]

注：1 被評定者が補職替えとなった場合には、旧評定官（又は所屬長）は、本評定書綴を新評定官（又は所屬長）に送付する。
2 被評定者が1等海佐に昇任した場合及び離職又は死亡した場合には、評定官（又は所屬長）は、本評定書綴を海幕人事教育部補任課長に送付する。